資料１

H23. 2. 21

テーマ⑥　災害に強く、犯罪の少ないまちづくり

見直しにあたってのテーマ別議論のポイント

議論のポイント	資料1（A4サイズ）	資料2（A3サイズ）
❶ 震災・火災に強いまちづくり（災害を最小限に- 防災・減災 -） -1 「燃えない」だけでなく、壊れない都市づくりへ（耐震化の充実） -2 広域防災・避難を支える緊急輸送道路の閉塞を防ぐ -3 身近な地域の安全と、避難経路を確保する	P2～4	P1 P2 P3～5 P6～7
❷ 水害・土砂災害を防ぐ -1 水害を防ぐ -2 土砂災害を防ぐ	P5～6	P8～9 P10
❸ 災害後の速やかな復旧・復興を見据えた対応	P7	P11
❹ 犯罪を防ぐまちづくり	P8	P12～13
❺ 交通安全対策のあり方は？	P9～10	P14
❻ 公害の実感、今後も対策が求められるものは？	P11	P15～16
❼ コミュニティによる防災・防犯まちづくり	P12	P17

❶ 震災・火災に強いまちづくり（災害を最小限に － 防災・減災 -）

市民の意見（懇談会等からいただいたもの）

●震災・火災

・ブロック塀の生垣化

・災害対策マニュアルの作成

・防災マップの作成

など

現行の都市計画マスタープランの関連箇所

P61　第２章　第２節　誰もが安心して暮らせるまち

２．安全なまちづくり

１）自然災害への対応

燃えにくく倒壊しにくい建築物の整備を誘導するとともに、救援・消防活動を支える道路や公園などの基盤を整備し、地震とそれに伴って発生する火災などに備えていきます。

また、水害や崖崩れを未然に防止するための対策を講じるとともに自然災害の誘因となる無秩序な開発を規制していきます。

（１）防災基盤の整備と建築物の耐震・耐火化を誘導する

①救援・消防活動を支える基盤の整備

災害時の避難や防災活動拠点として機能する身近な防災拠点を、公園や広場の整備、生産緑地の活用、社会福祉施設の活用などにより確保していきます。

東京都及び東久留米市の啓開道路沿道の不燃化を誘導し、災害復旧時の緊急輸送機能を確保していきます。

ライフラインの維持・管理と災害復旧を容易にするとともに、避難時の安全性を確保するため、啓開道路を中心として電線・電話線の地中化を進めていきます。

市街地火災に対応するため、道路水準の低い市街地において、大型の消防自動車による消防活動が可能となるように道路整備を進めていくとともに、公園への耐震性貯水槽の整備や川の水や雨水を消火用水として活用できる工夫を行っていきます。

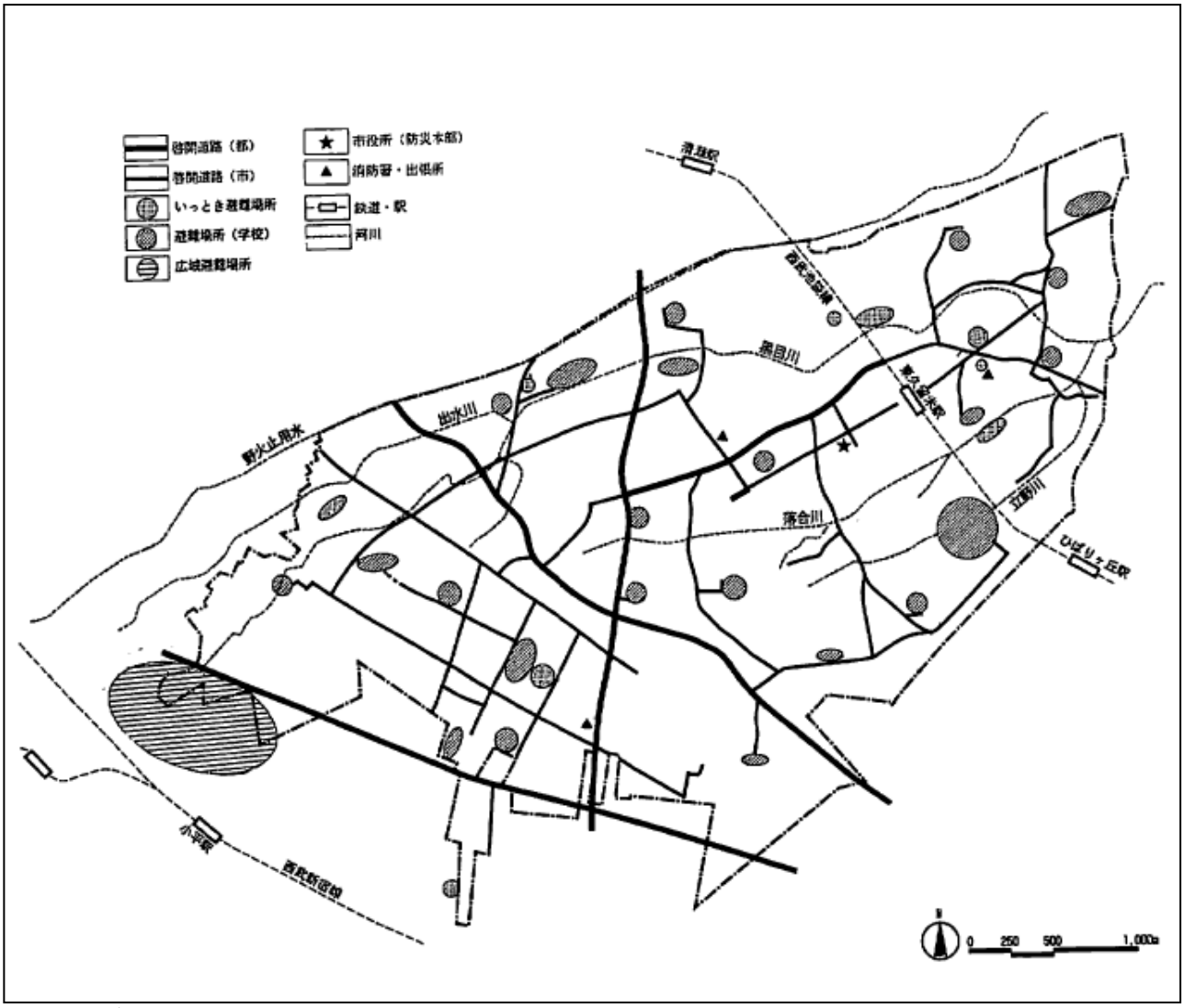

＜進捗状況＞

・地震災害の予防、復旧対策や復興計画などを定めた「東久留米市地域防災計画」（平成２１年３月修正）を策定しています。

・地震災害に強いまちづくりを進めていくため「東久留米市耐震改修促進計画」（平成 22 年３月）を定めています。

・JA 東京みらいと「災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定書」を取り交わし、防災協力農地の協力をいただいています。

・都市計画道路東３・４・１８号線などの電線類地中化を進めています。

・地区計画において、垣またはさくの構造はできる限り生垣とし、これによらない部分は高さ 1.5m以下のフェンス等とするよう制限を設けています。

P61　第２章　第２節　誰もが安心して暮らせるまち

２．安全なまちづくり

１）自然災害への対応

②市街地建築物の耐震・耐火化誘導

現在の耐震基準に適合しない建築物の耐震改修を促進し、地震による建築物の倒壊を防止していきます。

木造密集地における耐火化を進めるため、各種の施策を総合的に講じていきます。

＜進捗状況＞

・小中学校等を始めとして、公共建築物の耐震化を進めています。

・平成２３年度予算（案）に、木造住宅耐震診断助成事業を計上しています。

・都市計画法の地域地区制度の一環として、防火・準防火地域の指定を行っています。

考えるにあたって

・「東京都防災都市づくり推進計画」は、市街地の不燃化整備＝「燃えない」に加え、「壊れない」都市づくりの促進を図るため、「耐震改修促進計画に基づく耐震化施策と連携を図りながら建築物の耐震化を促進する」としています。

・東久留米市でも、平成２２年に「東久留米市耐震改修促進計画」を定め、目標年度である平成２７年度に向けて取り組みを進めています。東京都は「東京都無電柱化方針」で緊急輸送道路沿道の無電柱化を進めるとしています。緊急輸送道路沿道を中心とした耐震化や無電柱化の記述の充実が考えられます。

・学校や公園を避難所や避難場所そのものの安全確保や防災農地の確保など、避難場所の充実に関する記述が現行都市マスにはみられません。

・また、身近な避難路の確保、ブロック塀対策などの記述もありません。

資料２　参照箇所

⇒ Ｐ1　市民アンケートでは、災害対策・防災対策の満足度が低く、優先度が高い
　　東京都「あなたのまちの地域危険度」によると東久留米市内の危険度は低め？

⇒ Ｐ2　「燃えない」に加え、「壊れない」都市づくり へ　東京都防災都市づくり推進計画

⇒ Ｐ3　東久留米市耐震改修促進計画

⇒ Ｐ4　東久留米市耐震改修促進計画
　　緊急輸送道路の一部について、道路沿いの建物の耐震診断を義務付ける条例案

⇒ Ｐ5　東京都無電柱化方針

⇒ Ｐ6、7　東久留米市の現状：住宅の耐震化、道路、避難場所・避難所等の状況

⇒ Ｐ7　身近な避難経路を確保する、他自治体の取り組み　（板橋区の例）

❷ 水害・土砂災害を防ぐ

市民の意見（懇談会等からいただいたもの）

●水害・土砂災害

・集中豪雨への対応

・冠水対策

・豪雨対策マップの作成

など

現行の都市計画マスタープランの関連箇所

P62　第２章　第２節　誰もが安心して暮らせるまち

２．安全なまちづくり

（２）水害、土砂災害を未然に防止する

河川や排水路などの雨水排水路の系統的な整備を進めるとともに、開発地の雨水流出量を極力抑制し、水害を防止していきます。

崖崩れの危険性の高い急傾斜地崩壊危険区域などについては、斜面周辺の緑地の保全や無秩序な開発の規制を図るとともに、崩壊防止工事などにより崖崩れを未然に防止していきます。

＜進捗状況＞

・「東久留米市宅地開発等に関する条例」の該当事業については、区域外に雨水が流出しないよう雨水トレンチや雨水浸透井の設置を義務付けています。

・既存の住宅については、雨水浸透ますを設置する方への設置補助を行っています。

・市内には「急傾斜地崩壊危険箇所」が１１箇所ありますが、このうち特に危険度の高い「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている所はありません。都知事が指定するこの区域では有害行為の制限、崩壊防止工事の施工などを推進し、崩壊防止工事を所有者が行う事が困難または不適当な場合は都が施工するものとされています。

・市内にも宅地造成等規制区域があり、区域内の宅地造成工事には都知事の許可が必要です。また都知事は、崖崩れなどの災害が生じないよう、宅地の所有者等に改善措置勧告や命令を行う事が出来ます。

考えるにあたって

・水害のほか、道路冠水による被害が生じています。また、近年、豪雨も増加する傾向にあります。特に近年は、ゲリラ豪雨も増えています。

・水害に関しては、東京都が「豪雨対策基本方針」や「黒目川流域河川整備計画」を定めて対策を進めています。しかし、近年のゲリラ豪雨などに対応するためには、それぞれの宅地からの雨水流出を避けるなどの、個別対策も重要となります。

・水の循環確保の観点だけでなく、流出削減・平準化の観点から見た宅地内の雨水浸透ます、浸透井の設置や、透水性舗装等が求められます。

・土砂災害等については、宅地造成等規制区域が１箇所指定されています。また、東久留米市には、急傾斜地崩壊危険箇所が 11 箇所あり、対策が求められます。

資料２　参照箇所

⇒ Ｐ8　水害・豪雨の状況　　東久留米市内の主な水害と近年の道路冠水箇所
⇒ Ｐ9　東京都豪雨対策基本方針　　荒川水系　黒目川流域河川整備計画（東京都管理区間）
⇒ Ｐ10　東久留米市の宅地造成等規制区域・急傾斜地崩壊危険箇所

❸ 災害後の速やかな復旧･復興を見据えた対応

市民の意見（懇談会等からいただいたもの）

・懇談会での指摘はありませんでした。

現行の都市計画マスタープランの関連箇所

P62　第２章　第２節　誰もが安心して暮らせるまち

２．安全なまちづくり

１）自然災害への対応

（３）市民の防災意識を高める

自主防災組織の活動への支援、防災に対するＰＲなどを進め、市民の地区防災への意識を啓発し、それを具体のまちづくりに生かしていきます。

市民参加による身近な防災計画や都市の復興計画などの検討・立案を進めていきます。

考えるにあたって

・現行都市マスにある「都市の復興計画」は未策定です。

・災害後の仮設住宅の建設用地などとして活用する「防災協力農地」協定が、市と農協で結ばれています。

・他の都市の都市計画マスタープランでは、都市計画マスタープランに沿った復興や一時的な生活の場の確保、地域住民と協働での復興計画づくりの取り組みなどが位置づけられている例があります。

・避難・復旧時の滞在場所として活用できるような避難場所や公園の整備を進める例も見られます。

・東久留米市の対応は？地域共助のしくみづくりは？

⇒ Ｐ11　災害後の速やかな復旧・復興を見据えた計画づくり・施設づくり

❹ 犯罪を防ぐまちづくり

市民の意見（懇談会等からいただいたもの）

●防災・防犯が重要

・暮らしやすさと安全・安心は別

・防災・防犯が安心の上位

など

現行の都市計画マスタープランの関連箇所

P63　第２章　第２節　誰もが安心して暮らせるまち

２．安全なまちづくり

２）人為的災害への対応

＜中略＞

また、増加傾向にある都市型犯罪を防止する都市環境を整備していきます。

＜中略＞

（２）犯罪を防止する環境を作る

犯罪の発生を極力防止するまちづくりを進めるため、公園などの整備にあたっては、死角を作らない工夫を行っていきます。

防犯灯、水銀灯などの計画的な整備を進め、歩行空間の適正な照度を確保していきます。

＜進捗状況＞

・道路照明等や防犯灯の整備、防犯灯の照度アップを行っています。

・公園などにおいて、死角を作らない樹木・遊具の配置、樹木の剪定、照明灯の点検管理、防犯に配慮している旨の表示などを行っています。

・公衆トイレにおいて、照明・落書きの点検、定期清掃、防犯に配慮している旨の表示などを行っています。

考えるにあたって

・「東久留米市宅地開発等に関する条例」の公園整備基準で、死角をつくらないような公園整備を指導しています。

・防犯灯、水銀灯などは年度ごとに順次整備を実施しています。

・追加すべきことは？

資料２　参照箇所

⇒ Ｐ12　東久留米市の犯罪発生状況

⇒ Ｐ13　東久留米市安全・安心まちづくり推進計画　　防犯まちづくりの事例

❺ 交通安全対策のあり方は？

市民の意見（懇談会等からいただいたもの）

●危険な場所がある

・小金井街道、所沢街道
・笠松坂
・一部のスクールゾーン
など

●交通安全対策を

・PTA のヒヤリマップ作成
・ハンプなどの設置
・大規模商業施設周辺
など

現行の都市計画マスタープランの関連箇所　つづき

P63　第２章　第２節　誰もが安心して暮らせるまち

２．安全なまちづくり

２）人為的災害への対応

カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備や適切な交通規制を実施し、交通事故から歩行者や自転車利用者を守っていきます。

加えて、自転車による交通事故から歩行者を守っていきます。

＜後略＞

（１）車から歩行者を守る

歩行者、自転車の安全性を確保するため、歩行者・自転車交通に対応した道路空間や交通安全施設、隅切りなどの整備を進めていきます。

道路や交通安全施設整備に加えて、一方通行規制、スクールゾーンの指定やコミュニティ・ゾーン形成事業などを実施していきます。

自転車による事故から、高齢者や障害者などの歩行者を守るため、自転車交通量の多い道路を中心に、歩行者と自転車の分離を図っていきます。

＜進捗状況＞

・カーブミラーやガードレール、路面表示等の整備を進めています。
・信号機や横断歩道の設置、一歩通行やスクールゾーンの指定などについては、住民要望を受け交通管理者に要望しています。
・歩行者と自転車の分離については進んでいません。

考えるにあたって

・通学路点検、スクールゾーンの指定などによる登下校の対策が図られています。
・コミュニティ・ゾーン形成事業は、中央町で実施実績があります。
・踏み切りや横断歩道に、交通擁護員や市民ボランティアが出て、通学児童の見守り活動を行っています。
・歩道の整備、歩行者と自転車の分離は、これまでの検討のとおり、課題です。
・追加すべきことは？

資料２　参照箇所

⇒ Ｐ14　平成 21 年度中の東久留米市内の交通事故発生状況　　東久留米市の交通安全計画

⑥ 公害の実感、今後も対策が求められるものは？

市民の意見（懇談会等からいただいたもの）

●公害対策

・ごみの焼却　　・喘息

・アスベスト問題

・大規模開発による自動車

など

現行の都市計画マスタープランの関連箇所

P63　第２章　第２節　誰もが安心して暮らせるまち

２．安全なまちづくり

（３）騒音・大気汚染などを防ぐ

騒音や大気汚染を極力低減するため、工場や道路沿道の緑化を推進していきます。

＜進捗状況＞

・都市計画道路の整備については、植樹帯を設け、緑化を推進しています。

・状況に応じ、低騒音舗装による整備を行っています。

・準工業地域で住宅が混在している地域を特別工業地区に指定し、住環境を悪化させる工場の立地制限を行っています。

考えるにあたって

・「東久留米市環境基本計画」（平成 18 年４月）は、対応として、「引き続き、定期的なモニタリング調査や事業所への指導等を実施していくとともに、生活騒音や野焼きなどの近隣公害対策を充実していく必要があります。また、市内を通過する自動車に対する公害対策等、本市だけでは解決できない問題については、東京都や近隣市と連携した対策を進めていくことが必要」としています。

・追加すべきことは？

資料２　参照箇所

⇒ Ｐ15、16　公害、大気汚染・道路公害、水質の状況

❼ コミュニティ防災・防犯まちづくり

市民の意見（懇談会等からいただいたもの）

●地域主体で

・地域で解決するしくみが重要

・身近なまちづくりで意識向上

など

現行の都市計画マスタープランの関連箇所

P62　第２章　第２節　誰もが安心して暮らせるまち

２．安全なまちづくり

１）自然災害への対応

（３）市民の防災意識を高める

自主防災組織の活動への支援、防災に対するＰＲなどを進め、市民の地区防災への意識を啓発し、それを具体のまちづくりに生かしていきます。

市民参加による身近な防災計画や都市の復興計画などの検討・立案を進めていきます。

＜進捗状況＞

・防犯パトロール、かけこみハウス、愛のひと声運動などへの支援と協力を進めています。

・啓発リーフレット、ステッカーの配布、団体などへの防犯用品の貸与を行っています。

・市民参加による防災訓練を毎年実施しています。

考えるにあたって

・「東京都防災都市づくり推進計画」は、「防災性の向上と良好な住環境形成に向けた地域住民主体のまちづくりの促進」として、自助・共助・公助の理念に基づく総合的な防災都市づくりを推進するとしています。

・自主防災組織育成補助事業の継続なども背景に、東久留米市の自主防災組織は年々増加し、平成 22 年 2 月時点で 25 団体組織されている。新規結成についての相談もあり、今後も増加すると見込まれています。

・追加すべきことは？市民参加を促すよいアイデア・しくみは？

資料２　参照箇所

⇒ Ｐ17　コミュニティによる防災・防犯まちづくり